

# 横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱

制定 平成 23 年 2 月 9 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、地域の水辺環境を良好に保ち、市民が快適に水辺とふれあい親しむことができるよう水辺愛護会が行う清掃、除草及びその他の自主的な活動に対して、補助金を交付するために必要な事項を定める。

2 水辺愛護会活動への補助金交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

## (補助対象)

第 3 条 補助の対象は、河川・水辺施設において、第 1 条の目的を達成するために結成され、横浜市水辺愛護会設置要綱第 7 条で市長の承認を受けた水辺愛護会（以下「愛護会」という。）が行う各年度の活動とする。ただし、年度途中に結成し、承認を受けた団体は、結成承認日以降の活動を補助対象とする。

## (補助対象活動及び補助額)

第 4 条 補助対象活動は、次のとおりとする。

(1) 清掃及び除草活動

(2) 自主的活動

前号に定める活動以外の活動で次のいずれかの活動

ア 河川・水辺愛護意識の醸成を目的とした活動

イ 水辺環境の美化を目的とした活動

ウ 水辺環境を中心とした地域コミュニティの醸成を目的とした活動

エ 水辺環境を活用した青少年の健全育成を目的とした活動

オ その他水辺にふれあい親しむために市長が必要と認める活動

(3) 水循環基本法第 10 条第 1 項で設けられた水の日において、同条第 3 項に基づき本市が実施する事業（以下「水の日事業」という。）への参加・発表を目的とした活動

2 前項に定める活動において、自主的活動及び「水の日事業」への参加・発表を目的とした活動については、第 1 項第 1 号に定める清掃及び除草活動を愛護会が行った場合に補助の対象とする。

3 前項に定める活動であっても次のいずれかに該当する活動は補助金の交付対象としない。

(1) 宗教的活動

(2) 政治的活動

(3) 営利を目的とした活動

(4) 河川又は水辺施設の用地内において、その機能又は能力を低下させる可能性のある活動

(5) 特定の者の親睦等を目的とした活動

(6) 公序良俗に反する活動

- 4 補助額については、清掃及び除草活動は別表1、自主的活動は別表2のとおりとし、「水の日事業」への参加・発表を目的とした活動は、予算の範囲内で下水道河川局長が定める。

(補助金の交付申請)

第5条 愛護会は、前条の規定に基づく補助金の交付申請をするときは、水辺愛護会活動補助金交付申請書(第1号様式)又は「水の日事業」活動補助金交付申請書(第1号様式の2)を下水道河川局長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書類には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 清掃及び除草活動計画書(第2号様式)、自主的活動計画書(第2号様式の2)又は「水の日事業」活動計画書(第2号様式の3)

(2) 清掃及び除草活動予算書(第3号様式)、自主的活動予算書(第3号様式の2)又は「水の日事業」活動予算書(第3号様式の3)

(3) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項において、自主的活動及び「水の日事業」活動にかかる書類については、当該活動にかかる補助金の交付申請をする場合のみ提出するものとする。

- 4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は次のとおりとする。

(1) 補助金の交付申請時における愛護会の資産及び負債に関する事項を記載した書類

(2) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があったときは、その内容を審査して、交付の可否及び補助金額を、補助金交付決定通知兼交付額通知書(第4号様式及び第4号様式の2)又は補助金不交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の審査にあたっては、市長は、申請者に対して必要な書類の提出を求めることができる。

(活動の中止及び申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体は、活動の中止及び補助申請の取下げをする場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(交付の請求)

第8条 第6条に定める補助金交付決定通知兼交付額通知書を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対して請求書(第6号様式)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付の時期等)

第9条 補助金規則第17条の規定により、市長が補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助金申請者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業を実施できない場合とする。

(実績報告)

第10条 愛護会は、補助の対象となる活動が完了したとき（補助の対象となる活動等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、活動終了後1か月以内に、市長に対して水辺愛護会活動補助金報告書（第7号様式）、「水の日事業」活動報告書（第7号様式の2）、清掃及び除草活動活動状況報告書（第8号様式）、自主的活動活動状況報告書（第8号様式の2）、「水の日事業」活動活動状況報告書（第8号様式の3）、清掃及び除草活動収支報告書（第9号様式）、自主的活動収支報告書（第9号様式の2）及び「水の日事業」活動収支報告書（第9号様式の3）を提出しなければならない。

2 前項において、自主的活動及び「水の日事業」活動にかかる書類については、当該活動にかかる補助金の交付を受けた場合のみ提出するものとする。

(補助金額の確定)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定は、補助金交付額確定通知書（第10号様式及び第10号様式の2）により行うものとする。

(調査)

第12条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者に対し、必要に応じてその活動及び状況に関して質問し、調査し、又は参考となるべき資料の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、交付決定取消通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の補助対象活動の条件に違反したとき。
- (3) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は補助金の額が確定した場合において、交付した補助金に余剰金があると認めるときは、補助金返還請求書（第12号様式）をもって、補助金を交付した団体に対して補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の保存期間)

第15条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、下水道河川局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 (施行期日)

この要綱は、平成 24 年 3 月 7 日から施行する。

2 (経過措置)

この要綱は、改正日以降に適用するものとし、改正日の属する年度にかかる実績報告書（第 7 号様式）、活動報告書（第 8 号様式）及び収支報告書（第 9 号様式）については、なお従前の例による。

附 則

1 (施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 (経過措置)

この要綱は、改正日以降に適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 (施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 (経過措置)

この要綱は、施行日以降に適用するものとし、施行日の属する年度の前年度の活動にかかる補助金については、なお従前の例による。

## 別表 1 (第 4 条第 4 項)

### 清掃及び除草活動の補助額

	清掃 1 2 回 除草 2 回	清掃 1 2 回 除草 0 回	清掃 8 回 除草 2 回	清掃 8 回 除草 0 回	清掃 6 回 除草 2 回	清掃 6 回 除草 0 回
500m未満の水辺	57,000 円	36,000 円	45,000 円	27,000 円	36,000 円	18,000 円
500m以上～1,000m未満の水辺 5,000 m <sup>2</sup> 未満の拠点	85,500 円	54,000 円	67,500 円	40,500 円	54,000 円	27,000 円
1,000m以上の水辺 5,000 m <sup>2</sup> 以上～10,000 m <sup>2</sup> 未満の拠点	114,000 円	72,000 円	90,000 円	54,000 円	72,000 円	36,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 以上の拠点	142,500 円	90,000 円	112,500 円	67,500 円	90,000 円	45,000 円

#### 〈補足〉

- 1 水辺拠点のトイレの管理については、上記とは別に 10,000 円／月
- 2 補助金額は上記の額を上限とします。
- 3 清掃の回数が、6 回に満たない場合は、補助の対象となりません。
- 4 年度途中に結成された団体の活動の補助については、1 月中に交付申請書の提出のあった場合を対象とします。

## 別表 2 (第 4 条第 4 項)

### 自主的活動の補助額

	会員のみで行う活動	愛護会会員のみでなく、 広く参加者などを募る活動
500m未満の水辺	6,000 円	14,000 円
500m以上～1,000m未満の水辺 5,000 m <sup>2</sup> 未満の拠点	8,000 円	
1,000m以上の水辺 5,000 m <sup>2</sup> 以上～10,000 m <sup>2</sup> 未満の拠点	11,000 円	
10,000 m <sup>2</sup> 以上の拠点	14,000 円	

#### 〈補足〉

- 1 自主的活動ごとに上記の額を上限とします。
- 2 複数申請することが可能です。
- 3 年度途中に結成された団体の活動の補助については、1 月中に交付申請書の提出のあった場合を対象とします。

# 水辺愛護会活動補助金 交付申請書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

（申請先）  
横浜市長

団体名：	
所在地：	
代表者名：	

横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の活動に対し補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱を遵守します。

## 1. 活動規模 ※該当するものに○を付けてください。

	500m未満の水辺
	500m以上～1000m未満の水辺 又は 5000㎡未満の拠点
	1000m以上の水辺 又は 5000㎡以上～10000㎡未満の拠点
	10000㎡以上の拠点

## 2. 回数（年間） ※それぞれ該当するものに○を付けてください。

(1) 清掃回数	12回以上	8～11回	6～7回
(2) 除草回数	2回以上	0～1回	
(3) トイレ清掃	あり	なし	

## 3. 申請額

清掃及び除草活動		円
自主的活動		円
合 計		円

## 4. 関係書類

- ・ 活動計画書
- ・ 予算書

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

## 「水の日事業」活動 補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱第5条の規定に基づき、次の活動に対し補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱を遵守します。

1 活動事業名（仮称でも可） : \_\_\_\_\_

2 活動の内容 : \_\_\_\_\_

（詳細は「水の日事業」活動計画書のとおり）

3 実施日・実施場所 : 本市が実施する「水の日事業」による

4 申請金額 : \_\_\_\_\_ 円

（詳細は「水の日事業」活動予算書のとおり）

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

## 清掃及び除草活動 計画書

（\_\_\_\_\_年度） 団体名：

--

### ◆清掃回数：

回数	月	日	参加予定人数	備考 ※必要な場合のみ記入
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※ 13回目以降がある場合は、別紙に御記載ください。

### ◆除草回数：

回数	月	日	参加予定人数	備考 ※必要な場合のみ記入
1				
2				

※ 3回目以降がある場合は、別紙に御記載ください。

### ◆トイレ清掃： ※トイレ清掃ありの場合は、該当するものに○を付けてください。

	毎月実施
	毎週実施
	毎日実施
	その他（ _____ ）

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

## 清掃及び除草活動 計画書（別紙）

### ◆清掃回数（13回目以降分）：

回数	月	日	参加予定人数	備考 ※必要な場合のみ記入

### ◆除草回数（3回目以降分）：

回数	月	日	参加予定人数	備考 ※必要な場合のみ記入





## 「水の日事業」活動 計画書

年 月 日

団体名 :	
内容	備考

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。











## 補助金交付決定通知兼交付額通知書

様

横浜市長

年 月 日申請のありました補助金につきましては、次の条件を付して交付しますので、速やかに請求書を提出してください。

### 1 交付額

#### 活動種別

清掃及び除草活動	_____円
自主的活動	_____円
合計	=====円

### 2 交付条件

- (1) この補助金は活動種別ごとに使用し、種別間の流用（※）はしないでください。
- (2) 事業完了後、速やかに水辺愛護会活動補助金報告書（第7号様式）及び関係書類を提出してください。
- (3) 指示があったときは、遅滞なく参考となるべき報告又は資料を提出してください。
- (4) 清掃及び除草活動報告書（第7号様式）又は自主的活動報告書（第7号様式の2）の提出後、事業の実施状況によって補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- (5) 横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱第4条第3項のいずれか（宗教的活動・政治的活動・営利を目的とした活動・河川又は水辺施設の用地内において、その機能又は能力を低下させる可能性のある活動・特定の者の親睦等を目的とした活動・公序良俗に反する活動）に該当する場合には、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (6) この補助金について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (7) この補助金の活動に係る帳簿を作成し、関係書類とともに事業完了後5年間保管してください。
- (8) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市水辺愛護会補助金交付要綱を遵守してください。
- (9) 当通知に記載されている交付条件に不服がある場合は、横浜市補助金等の交付に関する規則第9条に基づき申請の取下げをすることができます。その際は、交付決定日から1週間以内に本市に対し文書でご連絡ください。

※ 流用とは、清掃及び除草活動の補助金を自主的活動に利用するなど、異なる活動種別間で使用する事です。

※ 支払時期：適法な請求書を受理した日から起算して30日以内  
支払方法 ・前金払 ・確定払 とします。

## 補助金交付決定通知兼交付額通知書

様

横浜市長

年 月 日申請のありました補助金につきましては、次の条件を付して交付しますので、速やかに請求書を提出してください。

### 1 交付額

\_\_\_\_\_円

活動種別：「水の日事業」活動

### 2 交付条件

- (1) この補助金は活動種別ごとに使用し、種別間の流用（※）はしないでください。
- (2) 事業完了後、速やかに「水の日事業」活動報告書（第7号様式の2）及び関係書類を提出してください。
- (3) 指示があったときは、遅滞なく参考となるべき報告又は資料を提出してください。
- (4) 「水の日事業」活動報告書（第7号様式の2）の提出後、事業の実施状況によって補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。
- (5) 横浜市水辺愛護会活動補助金交付要綱第4条第3項のいずれか（宗教的活動・政治的活動・営利を目的とした活動・河川又は水辺施設の用地内において、その機能又は能力を低下させる可能性のある活動・特定の者の親睦等を目的とした活動・公序良俗に反する活動）に該当する場合には、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (6) この補助金について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (7) この補助金の活動に係る帳簿を作成し、関係書類とともに事業完了後5年間保管してください。
- (8) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市水辺愛護会補助金交付要綱を遵守してください。
- (9) 当通知に記載されている交付条件に不服がある場合は、横浜市補助金等の交付に関する規則第9条に基づき申請の取下げをすることができます。その際は、交付決定日から1週間以内に本市に対し文書でご連絡ください。

※ 流用とは、「水の日事業」活動の補助金を清掃及び除草活動に利用するなど、異なる活動種別間で使用することです。

※ 支払時期：適法な請求書を受理した日から起算して30日以内  
支払方法 ・前金払 ・確定払 とします。

第 号  
年 月 日

## 補助金不交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日申請のありました補助金につきましては、交付しないことと決定しましたので、通知します。

不交付の理由

# 請 求 書

年 月 日

（請求先）

横 浜 市 長

団体名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

水辺愛護会活動補助金として、次のとおり支払を請求します。

補助金請求額	¥ . —	
振込先金融機関	金融機関 支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	ふりがな	
	口座名義人	

※請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

# 水辺愛護会活動補助金 報告書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

（報告先）  
横浜市長

団体名：

所在地：

代表者名：

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_号で交付決定を受けた補助金に係る活動について、関係書類を添えて報告します。

## 1. 活動規模

※該当するものに○を付けてください。

	500m未満の水辺
	500m以上～1000m未満の水辺 又は 5000㎡未満の拠点
	1000m以上の水辺 又は 5000㎡以上～10000㎡未満の拠点
	10000㎡以上の拠点

## 2. 回数（年間）

※それぞれ該当するものに○を付けてください。

(1) 清掃回数

	12回以上		8～11回		6～7回
--	-------	--	-------	--	------

(2) 除草回数

	2回以上		0～1回
--	------	--	------

(3) トイレ清掃

	あり		なし
--	----	--	----

## 3. 報告額

清掃及び除草活動

円

自主的活動

円

合計

円

## 4. 関係書類

- ・活動状況報告書
- ・収支報告書

## 5. 添付書類

- ・写真
- ・活動広報資料（例：チラシなど）
- ・1件10万円以上の購入がある場合は領収書の写し

## 「水の日事業」活動 報告書

年 月 日

（報告先）  
横浜市長

団体名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

年 月 日 第 号で交付決定を受けた補助金に係る活動について、関係書類を添えて報告します。

### 関係書類

- 「水の日事業」活動 活動状況報告書
- 「水の日事業」活動 収支報告書

### 添付書類

- 写真
- 1件10万円以上の購入があった時は領収書の写し

※この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなかりません。

## 清掃及び除草活動 活動状況報告書

（\_\_\_\_\_年度） 団体名：

--

### ◆清掃回数：

回数	月	日	参加人数	備考 ※必要な場合のみ記入
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※ 13回目以降がある場合は、別紙に御記載ください。

### ◆除草回数：

回数	月	日	参加人数	備考 ※必要な場合のみ記入
1				
2				

※ 3回目以降がある場合は、別紙に御記載ください。

### ◆トイレ清掃： ※トイレ清掃ありの場合は、該当するものに○を付けてください。

	毎月実施
	毎週実施
	毎日実施
	その他（ _____ ）

## 清掃及び除草活動 活動状況報告書（別紙）

### ◆清掃回数（13回目以降分）：

回数	月	日	参加人数	備考 ※必要な場合のみ記入

### ◆除草回数（3回目以降分）：

回数	月	日	参加人数	備考 ※必要な場合のみ記入





第8号様式の3（第10条第1項）

## 「水の日事業」活動 活動状況報告書

（            年度）            活動の状況が分かる写真もあわせてお送りください。

団体名		
活動状況		
月日	活動内容	参加人数
備考		

※ この書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。











第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 補助金交付額確定通知書

年 月 日に報告書の提出のありました活動については、次のとおり補助金の交付額を確定しましたので通知します。

### 交付確定額

清掃及び除草活動	_____	円
自主的活動	_____	円
合 計	_____	円

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 補助金交付額確定通知書

年 月 日に報告書の提出のありました活動については、次のとおり補助金の  
交付額を確定しましたので通知します。

交付確定額

円

活動種別：「水の日事業」活動

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 交付決定取消通知書

年 月 日に交付決定した補助金については、次の理由により交付の決定を取り消すことと決定しましたので通知します。

取り消しの理由

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 補助金返還請求書

年 月 日 第 号により交付しました補助金について、横浜市水  
辺愛護会活動補助金交付要綱第 1 4 条の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

\_\_\_\_\_ 円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、 年 月 日までに納付してください。